



**国** 福島第一原発事故関連訴訟で**原発推進の責任問われず**  
 → 最高裁判決(過失を認める少数意見あり)  
 → **無罪放免**(裁判所の政治への忖度)

**東電** 被害者の民事訴訟で、**事故責任は明確**。  
**株主代表訴訟で、有罪:13兆円の支払い命令**。  
 → 高裁で係争中。  
 しかし額が大きすぎて誰も支払わない!  
 (東京電力も取り立てを行わない!)  
 国有化により、賠償金、廃炉費用等は国が肩代わり  
 → 全額税金=国民負担  
 東電は**生き残り、柏崎刈羽原発の再稼働を目論む**。

**+** ロシアのウクライナ侵略戦争によるエネルギー危機という  
 「大チャンス」を利用:エネルギー関連価格の高騰ほか。

**➡ GX原発関連法案が国会で審査中** [5]

GX 法案についての、経済産業省の説明資料

(2) 安全確保を大前提とした原子力の活用/廃炉の推進  
 (原子力基本法、炉規法、電気事業法、再処理法)

① 原子力発電の利用に係る原則の明確化 (原子力基本法)  
 ・安全を最優先とすること、**原子力利用の価値を明確化** (安定供給、GXへの貢献等)  
 ・国・事業者の**責務の明確化** (廃炉・最終処分等のバックエンドのプロセス加速化、自主的安全性向上・防災対策等)

② 高経年化した原子炉に対する規制の厳格化 (炉規法)  
 ・原子力事業者に対して、①運転開始から**30年を超えて運転しようとする場合、10年以内毎に、設備の劣化に関する技術的評価**を行うこと、②その結果に基づき**長期施設管理計画を作成し、原子力規制委員会の認可**を受けることを新たに法律で義務付け

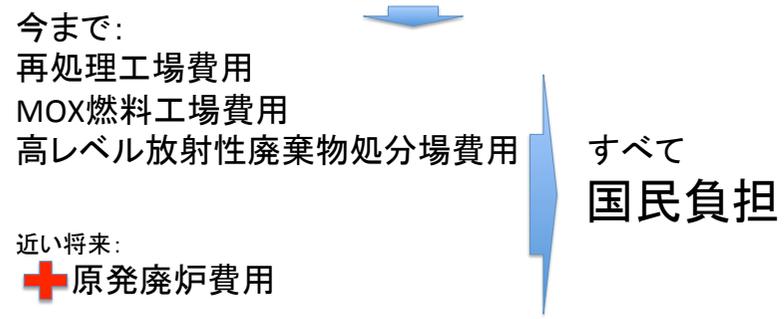
③ 原子力発電の運転期間に関する規律の整備 (電気事業法)  
 ・**運転期間は40年とし、i)安定供給確保、ii)GXへの貢献、iii)自主的安全性向上や防災対策の**不断の改善 について経済産業大臣の認可を受けた場合に限り延長を認める  
 ・**延長期間は20年を基礎として、原子力事業者が予見し難い事由** (安全規制に係る制度・運用の変更、**仮処分命令等**) による停止期間 (a) を考慮した期間に限定する ※**原子力規制委員会による安全性確認が大前提**

④ **円滑かつ着実な廃炉の推進 (再処理法)**  
 ・今後の廃炉の本格化に対応するため、**使用済燃料再処理機構 (NuRO<sup>(※)</sup>) に**  
 i)全国の廃炉の総合的調整、ii)研究開発や設備調達等の共同実施、  
 iii)廃炉に必要な資金管理 等 の**業務を追加**  
 (※) Nuclear Reprocessing Organization of Japan の略  
 ・**原子力事業者**に対して、NuROへの**廃炉拠出金の拠出を義務付ける**

3・11前より酷い安全神話・放射線安全神話が作りだされている。原子力推進は、国家的事業↓政治的、財政的費用はすべて国民負担

④ **円滑かつ着実な廃炉の推進 (再処理法)**

- 今後の廃炉の本格化に対応するため、**使用済燃料再処理機構 (NuRO<sup>(※)</sup>) に**  
 i)全国の廃炉の総合的調整、ii)研究開発や設備調達等の共同実施、  
 iii)廃炉に必要な資金管理 等 の**業務を追加**  
 (※) Nuclear Reprocessing Organization of Japan の略
- 原子力事業者**に対して、NuROへの**廃炉拠出金の拠出を義務付ける**

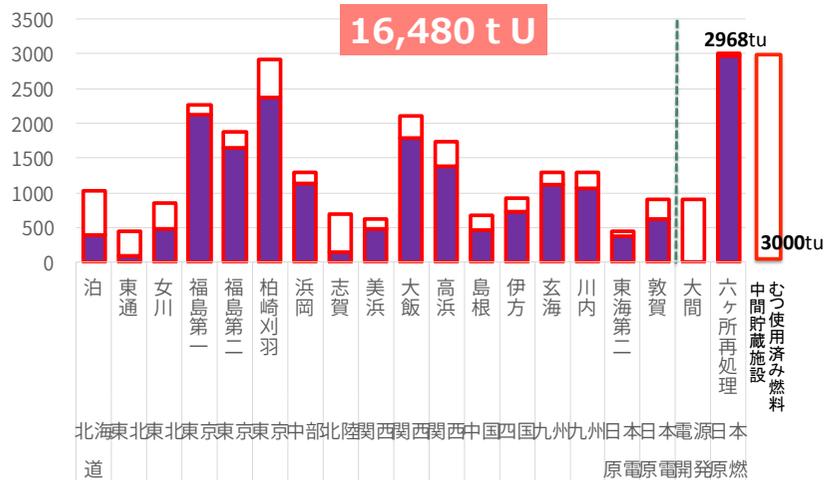


将来、バックエンド関連費用すべてから  
 国も電力会社も逃げる!

**2. 全国の原子力発電所の稼働状況と廃炉の現状**



## 各原発の使用済み燃料プール 貯蔵量



【13】 ■使用済み燃料貯蔵量[tU] □管理容量[tU] 2023/04/15

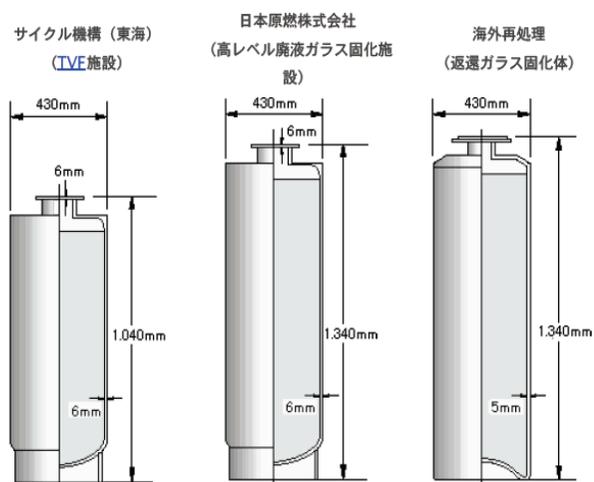
## 雨の中で蒸気を出す高レベルガラス固化体輸送容器 (高レベルガラス固化体の発熱！)



【高レベル放射性廃棄物の特徴】  
多種多様な放射能のかたまり  
強力な放射線  
強い発熱

(撮影: 島田恵 1995年4月26日、むつ小川原港) 【14】

### ガラス固化体キャニスタの概念図



【16】

## 溶けた核燃料に接触

福島第一2号機 装置で持ち上げ成功

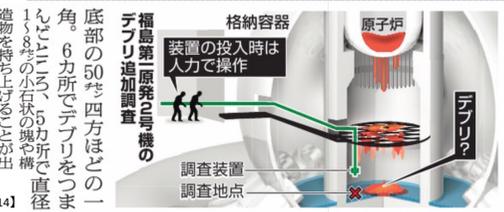
東京電力は13日、福島第一原発2号機の原子炉内で、溶け落ちた核燃料(燃料デブリ)を初めて装置で触る調査をした。小石状の複数のデブリとみられる塊を装置で持ち上げることができたという。デブリの硬さや線量の強さを確認し、2021年から本格的に始めるデブリの取り出し作業のための装置や保管容器の開発につながると見られる。



燃料デブリとみられる複数の小石状の塊(中央)を装置で挟む様子。東京電力提供

調査は13日朝から約8時間かけて実施。原子炉格納容器の側面に開いた穴から、作業員が伸縮式の棒状の装置(最大15kg)を炉内に挿入。遠隔操作で装置を動かして、格納容器の底までつり下ろした。装置先端には、ゲームセンターのクレーンゲームのアーミングのような器具(長さ30cm)や線量計、カメラが搭載されている。調査したのは、格納容器

調査は13日朝から約8時間かけて実施。原子炉格納容器の側面に開いた穴から、作業員が伸縮式の棒状の装置(最大15kg)を炉内に挿入。遠隔操作で装置を動かして、格納容器の底までつり下ろした。装置先端には、ゲームセンターのクレーンゲームのアーミングのような器具(長さ30cm)や線量計、カメラが搭載されている。調査したのは、格納容器



【17】

【朝日新聞2019/2/14】

# 日本の高レベル放射性廃棄物

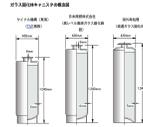
## 原発が生み出した使用済み燃料

英・仏再処理工場へ輸送	7,100 (全量再処理/固化済み)
東海再処理工場へ輸送	1,140 (全量再処理済み)
六ヶ所再処理工場貯蔵中	2,968
	430 (アクティブ試験でせん断)
各原発サイト	16,480
計	28,118 tU

## ガラス固化体の量

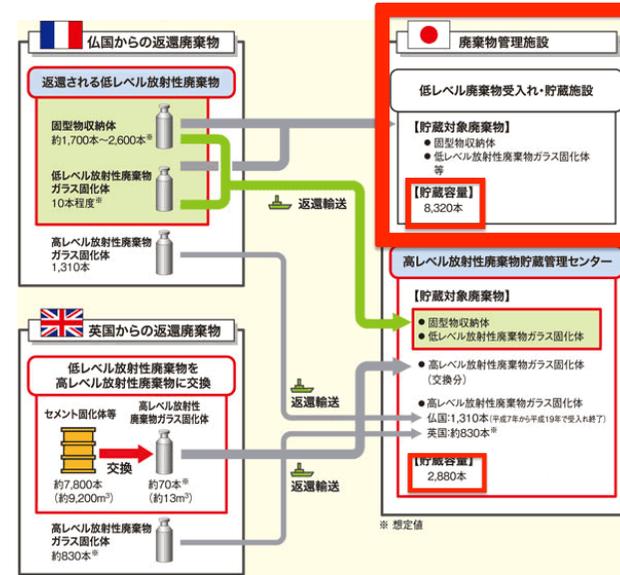
仏・英からの返還	1,830 (英国分は輸送中)
東海再処理工場	354 (他廃液あり→最終的に約880)
六ヶ所再処理工場	346 (アクティブ試験)
計	2,530 本

(最終処分場計画では約40,000本を予定)



【18】

# 海外からの返還廃棄物受入概要



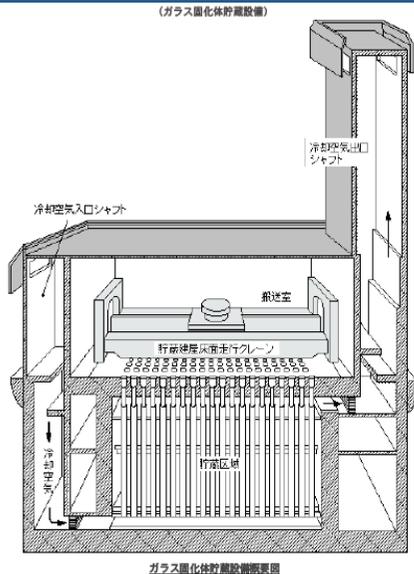
このような施設、今はない。計画も明らかにされていない。形状は、ガラス固化体容器内容物は、低レベル？

- ・高レベルガラス固化体
- ・固形物収納体
- ・低レベル放射性廃棄物 ガラス固化体

フランス分：  
1995/4月～2007/3月  
1,310本  
イギリス分：2010/3～  
輸送中。

【19】

## 海外返還廃棄物貯蔵管理センター (六ヶ所再処理工場内)



### ガラス固化体貯蔵の実態

【中間貯蔵中】  
海外返還：1830本  
六ヶ所再処理工場：346本  
30～50年貯蔵予定(1995～)  
中心温度 約410℃  
表面温度 約280℃  
冷却空気 入口 約29℃  
(夏期) 出口 約85℃

使用済み燃料中の99%の放射能が  
ガラス固化体に含まれる。

冷却空気出口シャフト：  
アルゴン40+n→放射性アルゴン41  
換気塔：  
放射性ルテニウム(Ru-106)  
放射性セシウム(Cs-134、Cs-137)

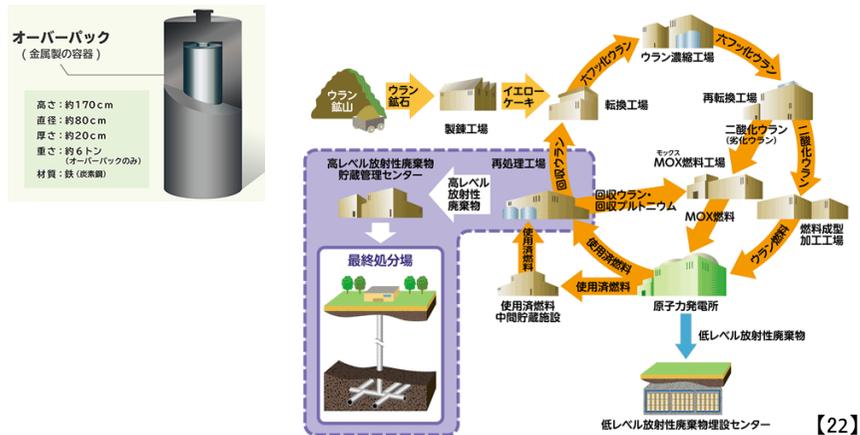
【20】

# 3. 高レベル放射性廃棄物処分場

【21】

# 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」 (高レベル処分法)

ガラス固化体を地下300メートル以深に地層処分

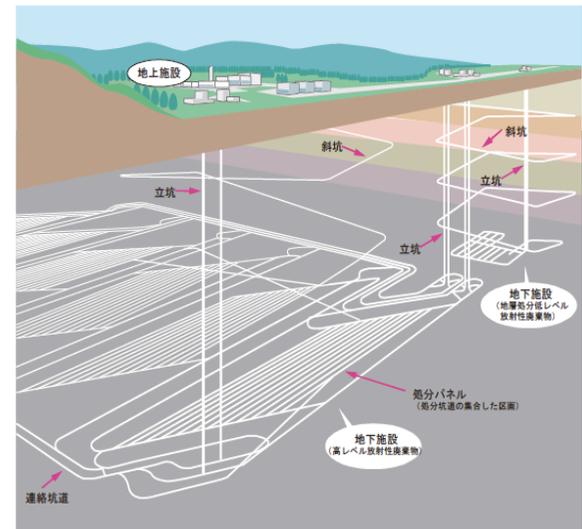


# 高レベル放射性廃棄物の地層処分の概念図

地層処分施設のレイアウト例  
高レベル放射性廃棄物と地層処分低レベル放射性廃棄物の地層処分施設を併置した例

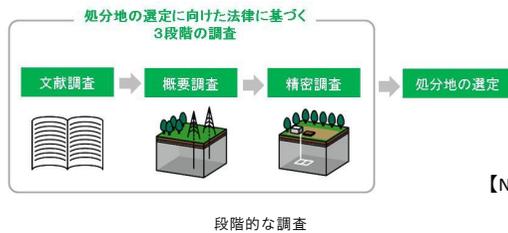
仕様の一例 (結晶質岩、深度1,000mの場合)

地上施設	敷地面積1~2km <sup>2</sup>
高レベル放射性廃棄物の地下施設	大きさ(平面) 約3km×約2km
地層処分低レベル放射性廃棄物の地下施設	大きさ(平面) 約0.5km×約0.3km

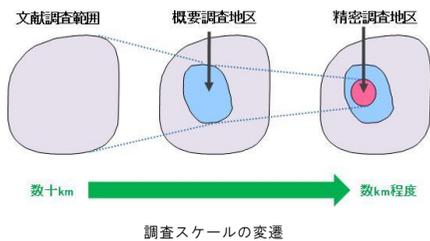


【電気事業連合会資料から】

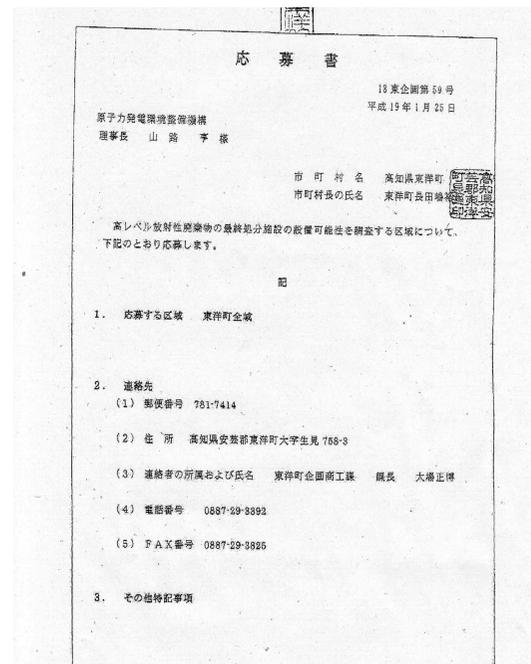
# 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」 (高レベル処分法)



【NUMOパンフレットから:  
原子力発電環境整備機構】



調査スケールの変遷



高レベル放射性廃棄物  
最終処分場  
「応募書」  
2007年1月25日  
高知県東洋町が  
高レベル放射性廃棄物  
最終処分施設の  
設置可能性調査に応募



## 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の問題点(3) 決定するのは国、 知事や市町村長に「拒否権」はない！

### ・特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律

「第四条5項 経済産業大臣は、第二項第三号に掲げる概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。」

と規定されている。また、国会答弁で「意に反して行うことはない」と答えたが、法第4条5項にあるとおり、同意を必要としない。同意を必要とすると、処分場の建設ができなくなるので、意図的に外した。

質問に立った多くの国会議員が同意を条件とするよう求めたが、「意見を聴かなければならない」という原案から、「意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。」に変更されただけであった。尊重は同意と同じではない。「聴く」が、国はその意見に従う義務はない。

【31】

## 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の問題点(4) 知事や市町村長の「同意」は必要ない！

●2000年5月10日 衆議院 商工委員会 高レベル処分法審議で横路孝弘代議士の質問と政府答弁より

### ・横路孝弘委員

「自治体の知事並びに市長の意見を聞かなければならないという点でございますが」「意見を聞いてどうされるんですか。反対だと言われたら、どういうことになるんですか。」

### ・河野政府参考人

「地元の御理解と御協力を得るべく最大限努力させていただくつもりでございます。しかし、それでもなお地元の御意見をいたがうという点でございますから、さまざま 御意見があれば、これを極めて重く受け止めて、国が決定するようでございます。」

### ・横路孝弘委員

「同意がなければやらないというように解釈してよろしいんですね。反対してもやるということですか。」

### ・深谷国務大臣

「これを管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聞いてこれを極めて重く受け止めて、最終的に国が決定するのだ、そういう規定であります。」

【32】

## 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の問題点(5) 住民の意見は反映される？

NUMOは概要調査地区選定にあたり、報告書を作成し関係機関や住民に示、報告書に対して説明会を開催したり、住民らの意見書の提出を認めなければならない。

しかし

- ・状況によっては説明会を開かなくても良い。
- ・意見書は出すだけ。NUMOのデータに明らかな誤りがある場合を除いて、見直されることはない。それ以外は聞き置くのみ。

■「高レベル処分法」は、「概要調査地区」選定の手続きから始まる。

■「文献調査」という独立した「調査段階」はない。

「文献調査」は「概要調査」の一部であり、「精密調査」の入口法的にも、「文献調査」には、報告書作成義務、住民説明会開催、意見書の受付義務もない。

住民の意見が反映される機会は何も予定されていない。

【33】

## 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の問題点(6) 「反対意見」を聞かないための仕掛け

### ■省令：「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」施行規則

第8条 機構は、前条第一項の縦覧期間内に、関係都道府県内において、報告書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならない。

一省略一

4. 機構は、その責めに帰することができない事由であって次に掲げるものにより、第二項の規程による公告をした説明会を開催することが出来ない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、機構は、(…)報告書の記載事項を周知させるように務めなければならない。

1号 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。

2号 機構以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

➡ NUMOは、法律に従って仕事(「概要調査地区」選定)するだけ。

【34】

青森県知事  
三村 申吾 殿

日本原燃株式会社  
代表取締役社長 児島伊佐美

高レベル放射性廃棄物の最終処分について

さて、当社施設で貯蔵している高レベル放射性廃棄物について、当社は、発生者責任を有する電気事業者から委託を受け、あくまでも一時貯蔵として管理しており、平成6年及び平成7年に貴県に提出した文書のとおり、青森県において最終処分を行わないことを確約しております。

今般、4月10日に、貴職より改めて文書による確約のご要請をいただきましたが、当社は、今後とも、六ヶ所村に貯蔵される高レベル放射性廃棄物について、貯蔵管理期間終了時点までに、電気事業者によって確実に青森県外に搬出されることを確約いたします。

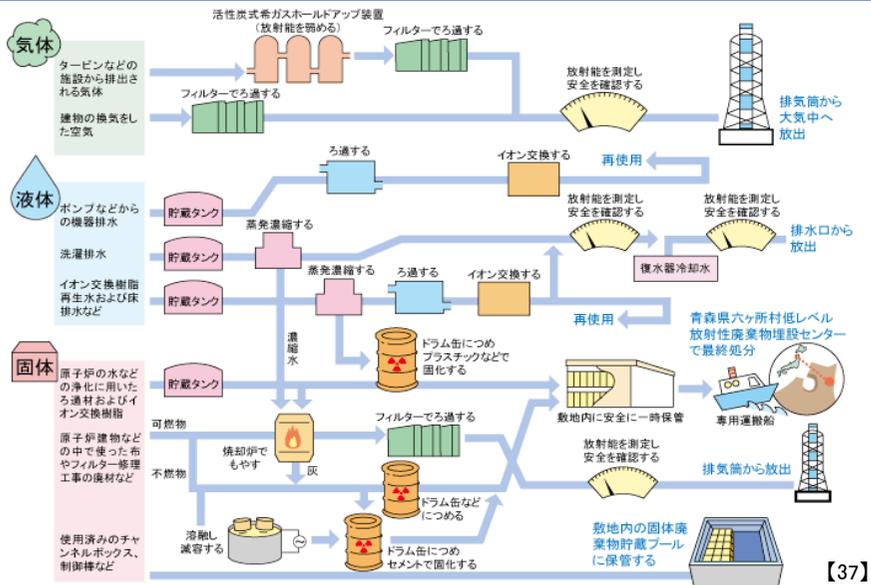
【35】

敬 具

【36】

## 4. 低レベル放射性廃棄物処分

### 運転中の原子力発電所の廃棄物対策



【37】



【27】

BWR:約55万トン(約98%:54万トンは一般産廃としてリサイクル)

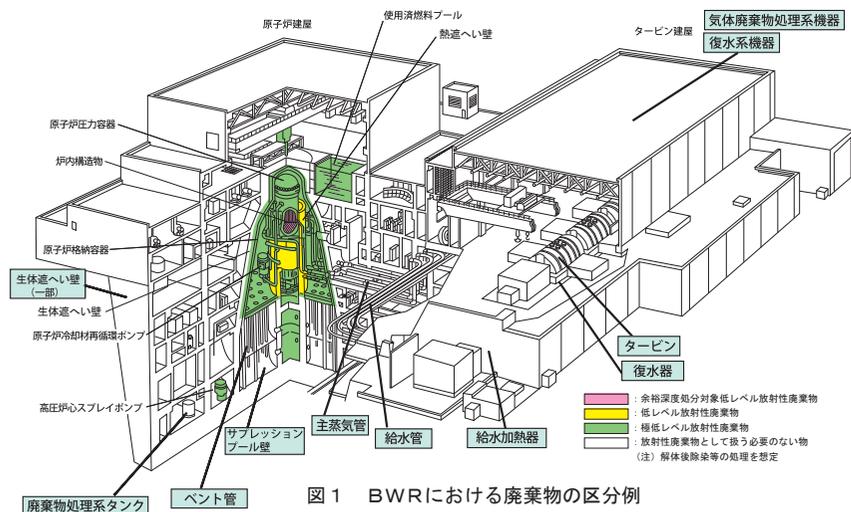


図1 BWRにおける廃棄物の区分例

【39】

PWR:約万トン(約98%:万トンは一般産廃としてリサイクル)

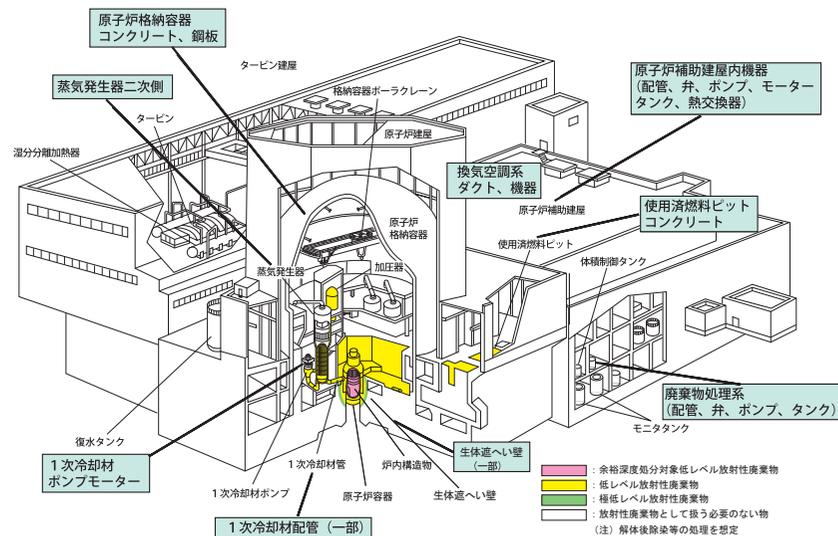


図2 PWRにおける廃棄物の区分例

【40】

## 日本の放射性廃棄物区分

廃棄物の種類	廃棄物の例	発生場所	処分方法
高レベル放射性廃棄物 全体の1%	世界標準 使用済燃料 ガラス固化体	原子力発電所	地層処分 (地下300m以下)
	日本標準 (リサイクル燃料) ガラス固化体	再処理工場	処分量なし
低レベル放射性廃棄物 全体の3%	超ウラン様種を含む放射性廃棄物 (TRU廃棄物)	燃料被覆管 パナプルボイズ 廃液、フィルター	再処理工場 MOX燃料加工工場
	ウラン廃棄物	消耗品、スラッジ 廃棄物	ウラン濃縮 燃料加工工場
	放射能レベルの極めて高い廃棄物	制御棒、炉内構造物	再処理工場 MOX燃料加工工場
	放射能レベルの比較的低い廃棄物	廃液、廃フィルター 廃器材 消耗品固形化物	原子力発電所
全体の96% 放射性廃棄物でない廃棄物	放射能レベルの極めて低い廃棄物	コンクリート、金属	トレンチ処分
	クリアランス廃棄物 (規準は0.01mSv)	原子力発電所 再処理工場	リサイクル リユース
放射能レベル以下の廃棄物	原子力発電所解体 廃棄物の大部分	上記のすべての施設	一般社会

気体放射性廃棄物？ 液体放射性廃棄物？ → 運転中にすべて環境に放出！

福島第一原発：中間貯蔵除染土、事故復旧+解体廃棄物は???

【42】

ご静聴ありがとうございました。



【43】